⑵　親事業者は、提示期間中における下請事業者に対する発注は、前号の規定により明示した発注分野に沿ってこれを行うものとする。

⑶　第１号の規定により明示した発注分野は、当該提示期間中においてはこれを変更しないものとする。

技術革新により親事業者が発注を必要としなくなる場合その他これに類するやむを得ない理由により、発注分野を変更しようとするときは、その変更を行う時より相当期間前に、下請事業者に対し、当該変更の内容を明示するものとする。

⑷　親事業者は、下請事業者に対する発注分野を変更するときは、当該変更に係る発注を受ける下請事業者に対し、他の種類の発注、技術指導等を実施する等その経営に著しい影響を及ぼさないよう十分に配慮するものとする。

⑸　下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第１号の規定により明示された発注分野に係る秘密を守るものとする。

２）　長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

⑴　親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。

⑵　親事業者は、長期発注計画の期間の長期化に努めるものとする。

⑶　親事業者は、下請事業者に対する具体的発注は、第１号の規定により提示した長期発注計画に沿ってこれを行うよう努めるものとする。

⑷　親事業者は、下請事業者に対する発注量を大幅に変動させないよう配慮するものとし、特に、発注量を親事業者の生産量の変動の程度以上に変動させないよう努めるものとする。

⑸　親事業者は、具体的発注についての契約を締結する場合には、できる限りその期間を長期化するよう努めるものとする。

⑹　下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第１号の規定により提示された長期発注計画に係る秘密を守るものとする。

３）　発注の安定化等

⑴　親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の種類等の安定化及び発注量の平準化に努めるものとする。

また、将来の発注計画についての事前の情報提供及び事前情報の精度の向上、あるいは一定の在庫の保有等による事前情報と確定発注の乖離の縮小化等を通じて下請中小企業の計画的生産、生産平準化に協力するものとする。

⑵　親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品等について、標準化及び規格の整理統合を推進するものとする。

４）　納期、納入頻度の適正化等

⑴　納期、納入頻度は、下請事業者の受注状況、設備及び技術の能力等を勘案して、下請事業者にとって無理がなく、かつ、下請中小企業の労働時間の短縮が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間短縮の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等について、抑制を図るものとするとともに、あらかじめ指定した納入日以前の納入（指定納入日前納入）に応じる等の措置を通じて、下請中小企業の納入事務の軽減等に協力するものとする。

⑵　親事業者は、発注後における発注内容の変更、支給材（親事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、前号の規定により定めた納期が下請事業者にとって無理なものとなった場合には、その納期を変更する等、下請事業者の不利益にならないよう十分に配慮するものとする。

５）　発注の手続事務の円滑化等

親事業者は、下請事業者に対する発注の手続事務及び支給材の支給、設備、器具等（以下「設備等」という。）の貸与等に関する手続事務の円滑化、明確化に努めるものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間の短縮のため、下請事業者の要請に応じて、生産・配送システムの見直し等の取組を共同して行うものとする。

６）　設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化

⑴　親事業者は、不当なやり直しが生じないよう、発注に際して下請事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確化することにより、発注内容を明確にすることに努めるものとする。

⑵　親事業者は、既に発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、下請事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮するものとする。

７）　取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

第３　下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

１）　施設又は設備の導入

⑴　下請事業者は、生産性の向上及び製品の品質等の向上、従業者の労働時間短縮、高齢者等の有効活用等を図るため、その行う物品の製造等の技術的特性、数量等の実態に即して、高性能設備、専用設備、省力化設備、省エネルギー設備、作業軽減のための設備等の導入に努めるとともに、設備間及び工程間の有機的な関連の確保という観点から、設備の配置及び種類について検討を行い、その改善に努めるものとする。

⑵　親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の施設又は設備の導入に際し、発注品目、発注量等の変更、設備の選定、配置、その効率的利用方法等に関する指導を実施する等の協力を行うものとする。

２）　技術の向上

⑴　下請事業者は、研究開発体制の整備、拡充により、従来の製品等の改良、新しい製品等の開発、新材料の開発利用等に努めるとともに、これらに必要な設計技術の向上を図るものとする。

⑵　下請事業者は、製品等の不良発生原因の追及、合理的工程の検討、作業標準の設定、内部検査基準の設定、検査設備及び検査体制の拡充等により、品質管理技術等の向上に努めるものとする。

⑶　下請事業者は、従業員の研修及び職業訓練の実施等により、現場作業技術の向上に努めるものとする。

⑷　下請事業者は、その行う製造の特性等に応じ、専門化技術及び量産化技術又は多品種少量生産技術等の高度な技術の取得に努めるものとする。

⑸　下請事業者は、省エネルギー技術、公害防止技術及び安全衛生技術等の取得に努めるものとする。

⑹　親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術の向上について、技術指導員の派遣、講習会の開催、下請事業者の従業員の研修の受入れを実施する等の協力を行うものとする。

⑺　親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術開発に協力するとともに、可能な範囲内において、自己の所有する知的財産を提供するものとする。

また、親事業者は、自らの技術指導や研究者派遣等の協力により、下請事業者が開発した技術の実施及びその成果の帰属につき下請事業者の適正な利益に十分配慮するものとする。

この考えを踏まえ、親事業者、下請事業者の双方が寄与した技術・ノウハウ等の帰属については、両者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するよう努めるとともに、取引において相手方の技術・ノウハウ等を知り得る場合は、機密保持契約を締結し、また、対価の考え方を正当に定め明確化するよう努めるものとする。